

## 夏祭りや花火大会での火災を防ごう

調理器具や照明器具などの火気器具は使用方法を誤ると、火災につながります

カセットこんろやガスボンベなどの調理器具は、屋外での調理に際し、便利な器具ですが、間違った方法で使用すると大変危険です。

また、熱を発生する照明器具は、可燃物が接触することで出火する危険性があります。



屋外での催しに際し、火災にご注意ください

夏になると花火大会や夏祭りなど多くの人が集まる楽しい催しが行われます。

多くの人が集まる催しでひとたび火災が起きると、大きな被害につながるおそれがあります。

楽しい夏の思い出にするために、屋外で火気器具を使うときには以下の注意点を必ずお守りください。

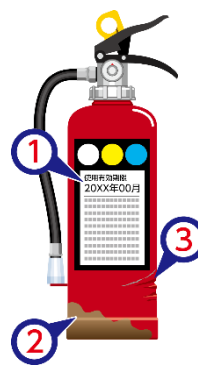


### 《火気器具を使うときには》

#### （1）消火器の準備

万が一のとき、適切に消火できるよう、消火器を準備しましょう。

錆びていたり、変形していたりする消火器は使わないでください。



① 耐用年数が過ぎている

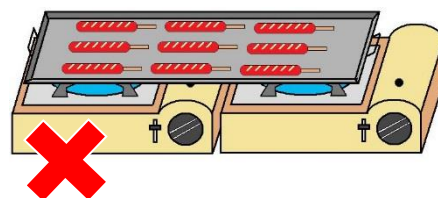
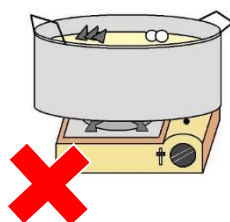
② 錆びている

③ 変形している

#### （2）カセットこんろは正しく使う

カセットこんろより大きな鍋を載せたり、こんろを並べて使わないでください。ボンベが加熱され、破裂して爆発する危険があります。

また、燃料ボンベは容器の切り込み部分を本体容器受けガイドの突起部分に正しく合わせて取り付けてください。ガスが漏れて引火する危険があります。



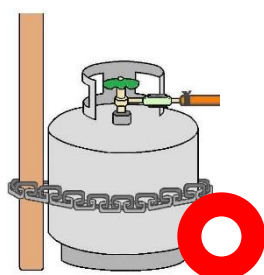
### (3) ボンベの取扱いに注意 そして固定はしっかりと

ガスボンベは、平らで直射日光の当たらない風通しの良い場所に設置しましょう。

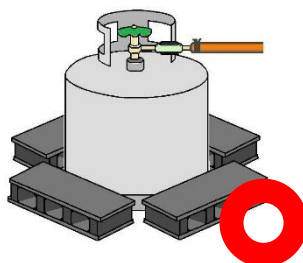


- ガスボンベは火気から2m以上離して保管しましょう。
- 出典：東京都環境局Webサイト

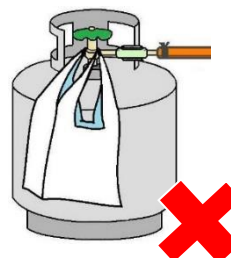
ガスボンベが転倒するとガスが漏れるなどの危険があります。  
転倒しないようにしっかりと固定してください。



鎖で固定



ブロックで固定



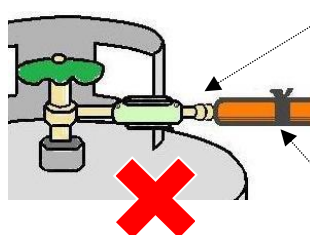
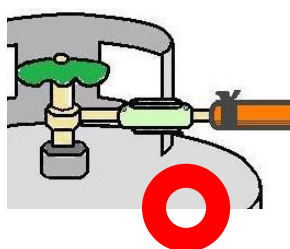
物を引っ掛けない

### (4) ゴムホースは、点検し確実に取り付け

ガス器具のホースは、ひび割れ等のないものを使用して、しっかり差し込み、バンドなどで締めましょう。

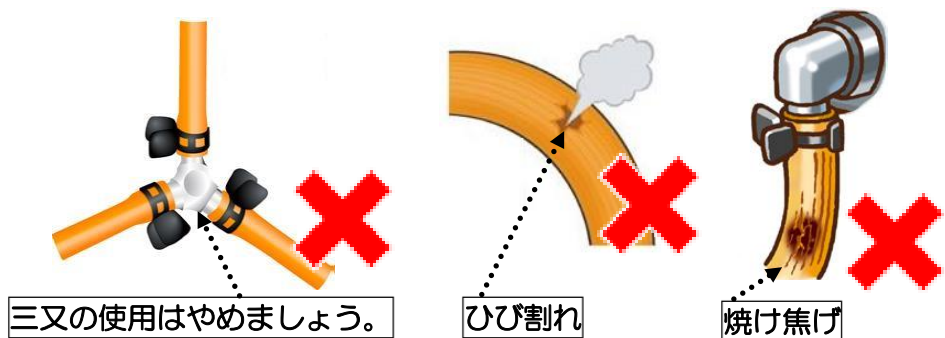
ホースの差し込みが足りないと、ガスが漏れて引火するおそれがあります。

ひび割れ等がないか確認するとともに、ホースバンドなどで締め付けてください。



差し込みが足りない

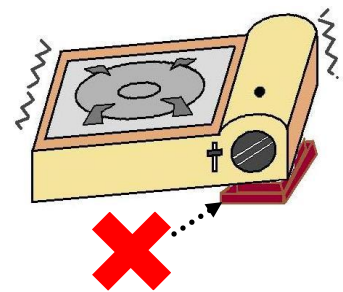
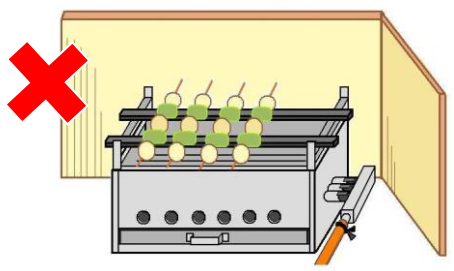
接続部分を締め付けていない



・三又を使った接続は、正しい燃焼を阻害します。  
 三又を使用しないようにしましょう。  
 ・ひび割れや、焼け焦げしているゴムホースは、  
 ガス漏れの原因になりますので交換しましょう。  
 出典：高圧ガス保安協会

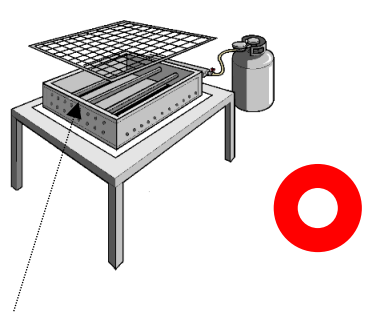
### (5) 器具の周りは整理整頓

器具の周りは整頓をし、ダンボールなどの燃えるものを近くに置いたり、不安定な状態で使ったりしないようにしてください

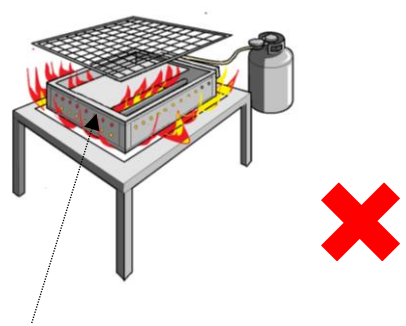


### (6) 設置方法をしっかり把握

器具の設置方法を正しく理解しましょう。設置方法を間違えると、可燃物との安全な距離が保てず、火災となる恐れがあります。



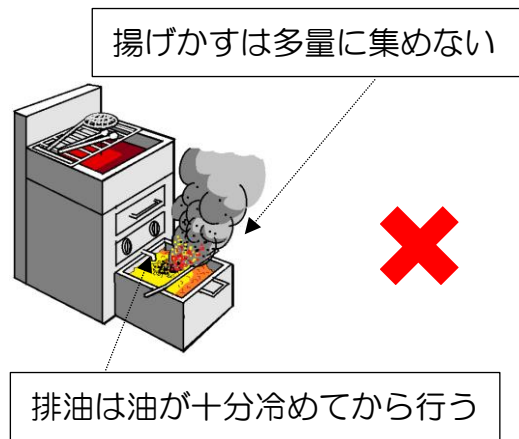
バーナーは上向きに設置



バーナーを下向きに設置しない

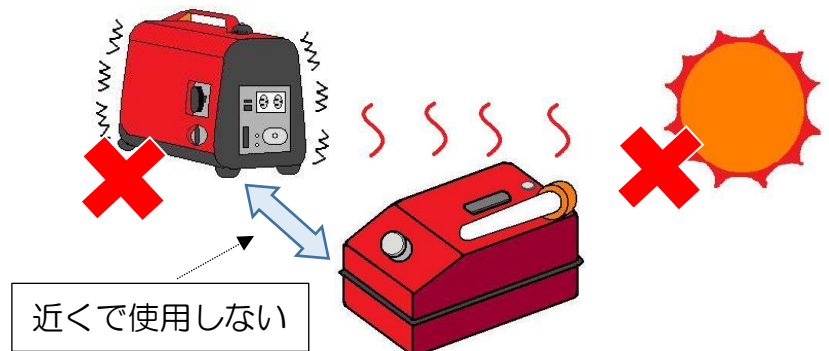
## (7) 十分に冷ます

フライヤーを使うときには、揚げかすに熱がこもらないように、重ねて多量に放置しないようにしましょう。



## (8) ガソリンの適正管理

ガソリン携行缶は高温部（使用中の発電機など）の近くや直射日光のあたる所に置かないでください。



## (9) 照明器具は可燃物から離す

熱を発生する照明器具等を段ボール、木板等の可燃物に近接して設けないでください。



## 《消防署への届出について》

火気を使用する露店等を開設する場合や、特に大規模な屋外催しを行う場合には、消火器の準備や消防署への届出等が必要となります。

## (1) お祭りや縁日、花火大会など多くの人が集まる催しの場合

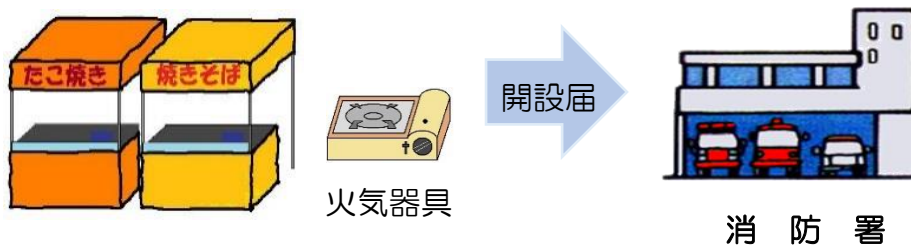
### ① 火気器具を使用するときには消火器を準備しましょう

調理器具や発電機など火気器具を使うときには消火器を準備してください。



## ② 露店等の開設を届出しましょう

露店等で火気を使用する場合には、露店等の開設の3日前までに消防署長に届出てください。

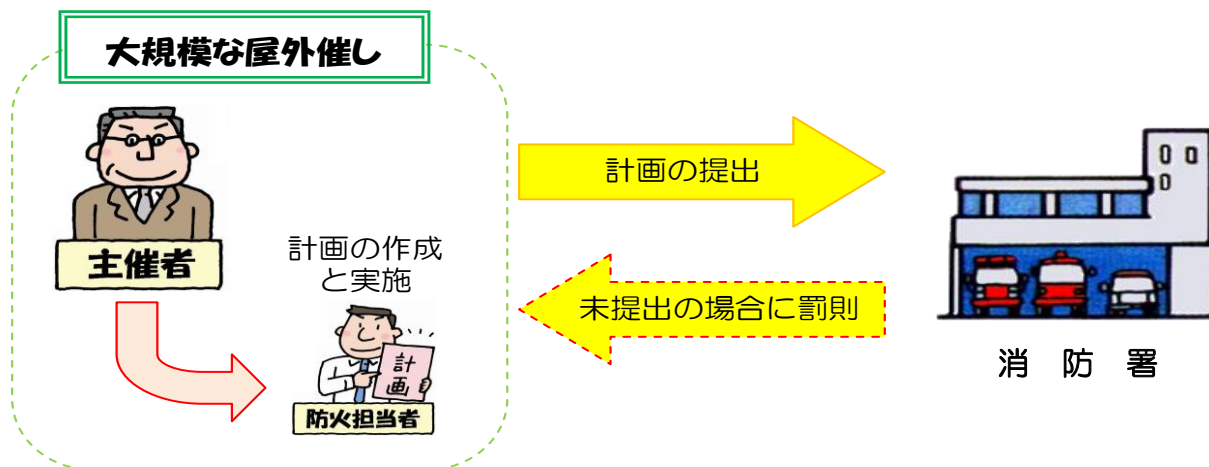


## (2) 大規模な屋外催しを行う場合

屋外催しの中でも、一日当たり10万人以上の人出が予想され、主催者が出店を認める露店等の数が100店舗以上のものを大規模な屋外催しとしています。

**大規模な屋外催し**を行う場合、主催者は事前に防火担当者を決め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、消防署長へ提出しなければなりません。

消防署への提出を行った催しは、「火災予防に取り組んでいる特定大規模催し」として公表され、提出等が行われていないものは、「火災予防が必要な指定催し」として公表されます。



現在の特定大規模催し及び指定催しの状況については、東京消防庁ホームページや催しが開催される区域の消防署等で確認できます。

東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>  
～ ホームページ内を以下のメニューに沿って進んでください ～

トップページ ⇒ 「公表・報告」 ⇒ 「建物の安全」 ⇒  
「指導基準・検査基準等」 ⇒ 「多数の者の集合する催しにおける火災予防」

※ホームページは予告なく変更となる場合があります。

